情報ネットワーク法学会特別講演会
「ネット選挙運動の現状と課題」
2010.10.2

ネット選挙
公選法改正の動きと今後の展望

弁護士　国立情報学研究所客員教授
岡村　久道

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

最初に押さえておきたい……

公選法の選挙運動に対する規制の概要

1. **規制の理念**
   - 可能な限り自由にすべきものだが、無制限に自由を認めると、選挙が財力、威力、権力等によってゆがめられるおそれがある。
2. **選挙運動の時期**
   - 立候補の届出終了後から選挙の投票日前日jまでに限定（法129条）。
   - それより前の運動は事前運動として一切禁止。これは常時運動を認めると経済力の差による不公平や選挙の腐敗を招くおそれがあるから。
3. **選挙運動手段の規制**
   - 文書図画について数量等を規制（法142条）。
   - 金のかからない選挙の実現が制度趣旨。
4. **選挙運動費用の規制**
   - 上限額の制限。これも、金のかからない選挙の実現が制度趣旨。
5. **選挙運動主体の規制**
   - 主体は原則自由（但し法135条以下）
   - 主体の規制ではなく、運動手段、運動費用の規制によって、金のかからない選挙の実現をめざしているため、第三者の選挙運動は事実上、電話などに限定
6. **選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178条）**
   - 規制根拠は事後買収のおそれ

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

選挙運動と政治活動の関係

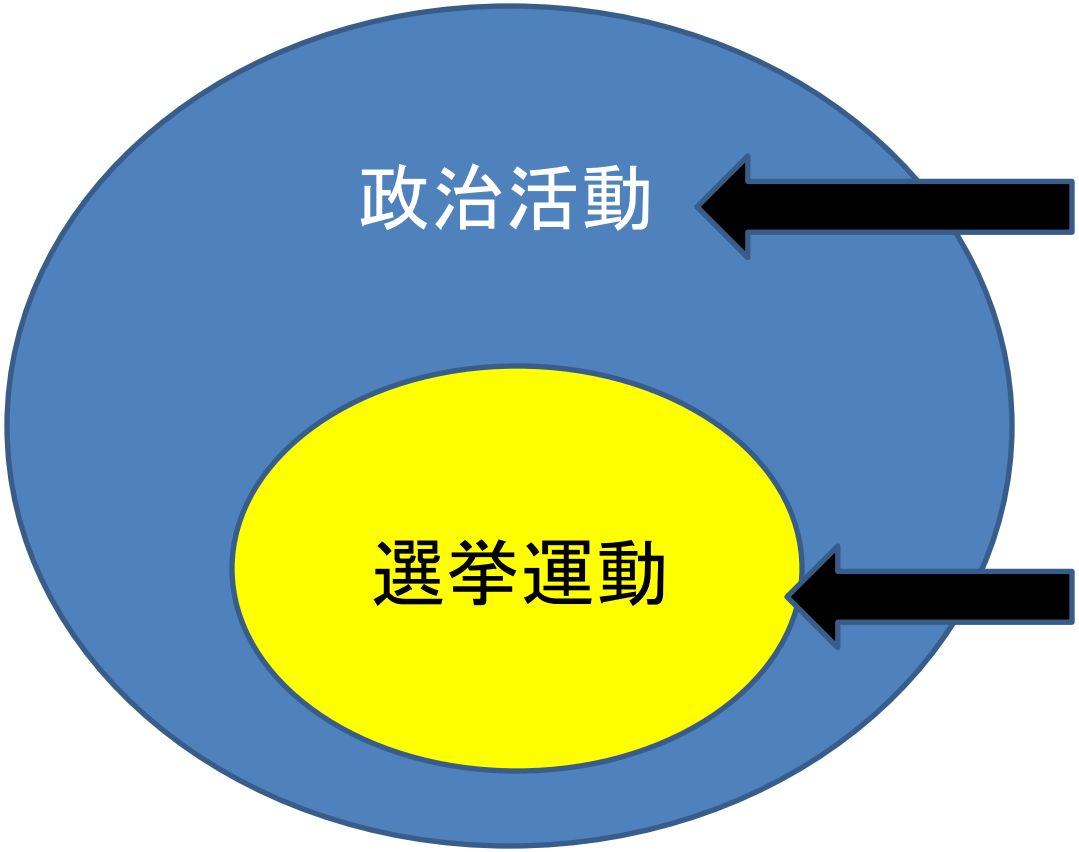

広義の政治活動（政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為）から、選挙運動にわたる行為を除いたもの（狭義の政治活動）

特定の公職の選挙について、特定の候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為

後掲 IT時代の選挙運動に関する研究会報告書をもとに図式化

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

「新党さきがけ」の「回答願」と自治省行政局選挙部選挙課の「回答」（1996年10月）

- 現行の公職選挙法で、インターネット選挙運動に関しどのような点が問題となるのか、1996年10月2日付で当時の「新党さきがけ」が自治省選挙部長（当時）宛に「回答願」を提出、同月28日付で自治省行政局選挙部選挙課が「回答」。
- 法142条および143条は、選挙運動に使用できる「文書図画」の種類と、「頒布」、「掲示」できる枚数の上限を規制、違反行為は法243条で罰則の対象。
- 「回答」は、ここに「文書図画」とは、文字若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、スライド、映画、ネオンサイン等もすべて含まれるから、パソコンのディスプレイに表示された文字等も、同法の「文書図画」にあたるとした。
- また、「頒布」とは、不特定又は多数人に文書図画を配布することをいい、従来より、文書図画を置き、自由に持ち帰らせることを期待するような相手方の行為を伴う方法による場合も「頒布」にあたる、「掲示」とは、文書図画を一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることのすべてをいうから、パソコンのディスプレイに表示された文字等を一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることは「掲示」に、不特定又は多数の方の利用を期待してインターネットのホームページを開設することは「頒布」にあたるとした。
- 以上の結果、ウェブを閲覧させる行為は「文書図画」の「掲示」に該当し、ウェブの閲覧は無制限に行われるから、法142条および143条違反となる。したがって、現行法ではウェブに選挙運動用コンテンツを掲げて閲覧させる行為は違法となるとの解釈が示された。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

自治省行政局選挙部選挙課の「回答」における選挙運動への該当性

- 「回答」はこの点との関係で、候補者のウェブページに、明確な投票依頼の文言がある場合はもちろん、選挙に立候補する旨、選挙区、選挙の公約等特定の選挙と結びつく記述をした場合においては、選挙運動と認定されるおそれが強く、選挙と結びつく記述がない場合においても、選挙運動期間中に新たに公職の候補者の氏名を表示する場合には、同法146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規制を受けるとしている。
- したがって現状では、こうした事項をウェブページに掲載すれば、公職選挙法違反として扱われる。

- 「ネット選挙運動、冬の時代」へ。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

東京都選挙管理委員会
「選挙Q＆A(選挙運動と政治活動)」

回答等を踏まえて、最近まで公示後のホームページ更新は凍結へ

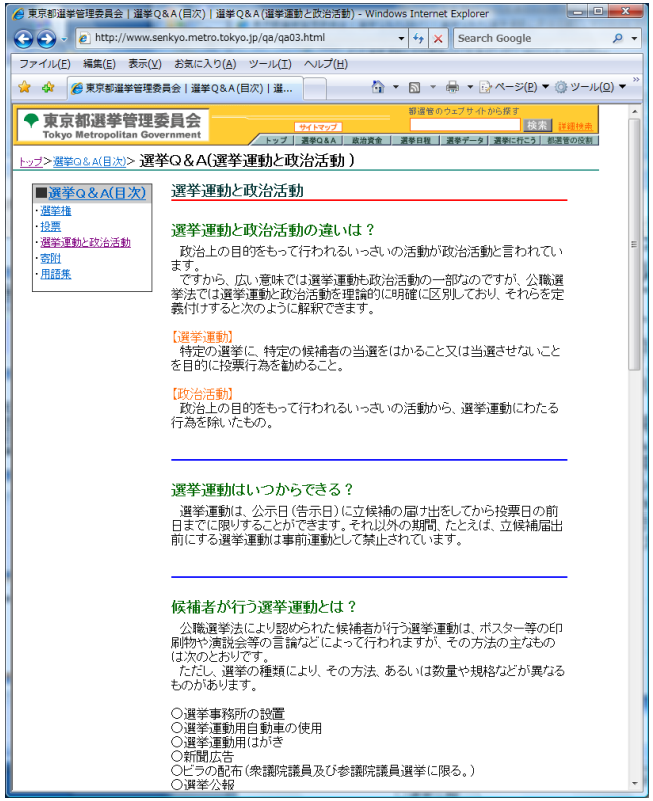

インターネットで政治活動はできる？

選挙運動にわたらない純粋な政治活動として、インターネットのホームページを利用することは自由にできます。

しかし、純粋な政治活動として使用するホームページであっても、選挙運動期間中に開設したり、又は書き換えをすることは、新たな文書図画の頒布とみなされ、選挙運動の禁止を免れる行為として公職選挙法に違反することがあります。

http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/qa/qa03.html

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

HPによる選挙運動・政治活動の現行規制まとめ

主体 内容	公職の候補者等又は第三者	政党その他の政治活動を行う団体
選挙運動	【通常時】 〇事前運動にあたるため禁止（法129条） 【選挙運動期間中】 〇法定外の文書図画の頒布にあたるため禁止（法142条）	【通常時】 〇同左 【選挙運動期間中】 〇同左
政治活動	【通常時】 〇自由 【選挙運動期間中】 〇候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、書換えすることにより、禁止を免れる行為に該当する場合は禁止（法148条）	【通常時】 〇同左 【選挙運動期間中】 〇ホームページを開設、書換えする場合に、候補者の氏名等を表示することは禁止（法201条の13）

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書をもとに作成

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

第142回国会（1998年春）提出のネット選挙運動解禁法案（衆法 43号・民主党議員立法）

民主党は、現在まで、繰り返し解禁法案を国会に提出

第一四二回　衆第四三号

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十二条　（文書図画の頒布）」を

「第百四十二条　（文書図画の頒布）

第百四十二条の二　（コンピューター相互間の通信による文書図画の頒布）」

に改める。

第百四十二条第十二項中「次条第一項第二号」を「第百四十三条（（文書図画の掲示））第一項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（コンピューター相互間の通信による文書図画の頒布）

第百四十二条の二　前条の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、電気通信回線を通じ文書図画を不特定又は多数の者のアクセスに応じて送信しコンピューターの映像面に表示させるプログラムを用いて、頒布することができる。ただし、コンピューターの蓄積領域であつて個々の利用者に対応して電気通信回線を通じた利用者への通信を利用者に代わつて受け取り、保管しておくための部分に送信し、記録させる方法による頒布については、この限りでない。

第二百三十五条の五中「又は電話により」を「若しくは電話による通信又は電気通信回線を通じてするコンピューター相互間の」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百三十五条の五の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g14201043.htm

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

第164回（2007年春）国会提出議員立法（民主党）「公職選挙法等の一部を改正する法律案」第170回で継続審議

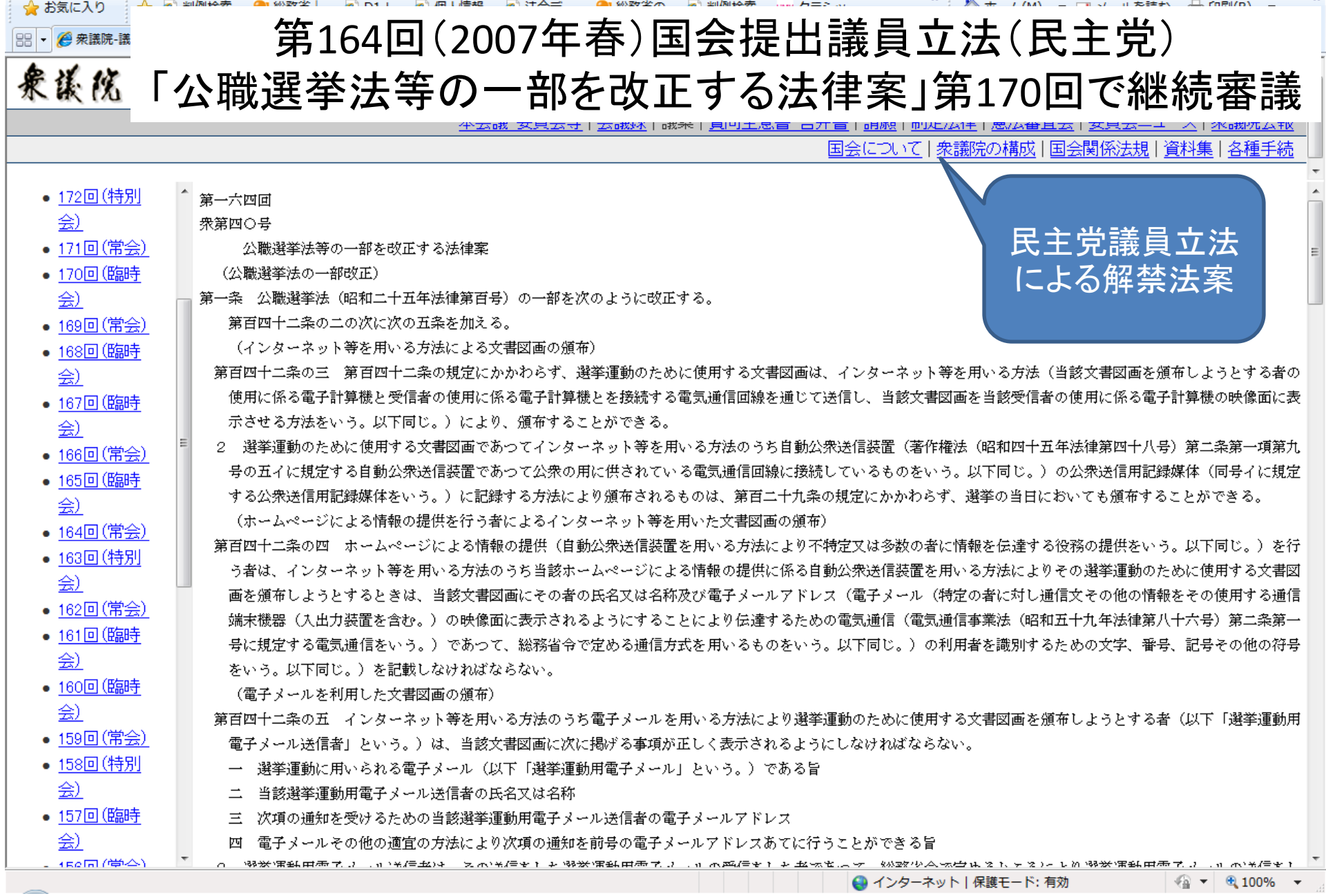

民主党議員立法による解禁法案

国会について | 衆議院の構成 | 国会関係法規 | 資料集 | 各種手続

- 172回（特別会）
- 171回（常会）
- 170回（臨時会）
- 169回（常会）
- 168回（臨時会）
- 167回（臨時会）
- 166回（常会）
- 165回（臨時会）
- 164回（常会）
- 163回（特別会）
- 162回（常会）
- 161回（臨時会）
- 160回（臨時会）
- 159回（常会）
- 158回（特別会）
- 157回（臨時会）

第一六四回
衆第四〇号

公職選挙法等の一部を改正する法律案

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の二の次に次の五条を加える。

（インターネット等を用いる方法による文書図画の頒布）

第百四十二条の三　第百四十二条の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を用いる方法（当該文書図画を頒布しようとする者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該文書図画を当該受信者の使用に係る電子計算機の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

２　選挙運動のために使用する文書図画であつてインターネット等を用いる方法のうち自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置であつて公衆の用に供されている電気通信回線に接続しているものをいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体（同号イに規定する公衆送信用記録媒体をいう。）に記録する方法により頒布されるものは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても頒布することができる。

（ホームページによる情報の提供を行う者によるインターネット等を用いた文書図画の頒布）

第百四十二条の四　ホームページによる情報の提供（自動公衆送信装置を用いる方法により不特定又は多数の者に情報を伝達する役務の提供をいう。以下同じ。）を行う者は、インターネット等を用いる方法のうち当該ホームページによる情報の提供に係る自動公衆送信装置を用いる方法によりその選挙運動のために使用する文書図画を頒布しようとするときは、当該文書図画にその者の氏名又は名称及び電子メールアドレス（電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）であつて、総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。以下同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。

（電子メールを利用した文書図画の頒布）

第百四十二条の五　インターネット等を用いる方法のうち電子メールを用いる方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布しようとする者（以下「選挙運動用電子メール送信者」という。）は、当該文書図画に次に掲げる事項が正しく表示されるようにしなければならない。

一　選挙運動に用いられる電子メール（以下「選挙運動用電子メール」という。）である旨

二　当該選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

三　次項の通知を受けるための当該選挙運動用電子メール送信者の電子メールアドレス

四　電子メールその他の適宜の方法により次項の通知を前号の電子メールアドレスあてに行うことができる旨

インターネット | 保護モード: 有効　100%

島議員（当時・民主党）の国会質問（2000年）

- 2000年6月に実施された衆議院議員選挙に先立ち、現行法でも電話での選挙運動は自由ではないか、という島聡議員（当時・民主党）の質問に対し、保利自治大臣（当時）は、国会答弁で、音声のみを流すウェブページでの選挙運動を違法であると言えなかった。
- この点でも、インターネットという時代の趨勢に現行法が追い付いていないことから生じる矛盾がクローズアップ。

- 音声に関する最近の状況
  - 音声に関しては、今まで「選挙期間中でも更新は可能だ」とされてきました。いくつもの選挙で、選挙期間中に候補者の声が更新されてきました。
  - ところが、今年行われた東京都知事選挙において、ある陣営が選挙期間中に音声を更新しようとして選管に問い合わせたところ、東京都選管は「更新は公選法に抵触する可能性がある」との見解を伝えてきました。

  （後掲の民主党「正拳」プロジェクトチーム「民主党：黙っちゃいられん！」サイト）

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書（2002年8月）

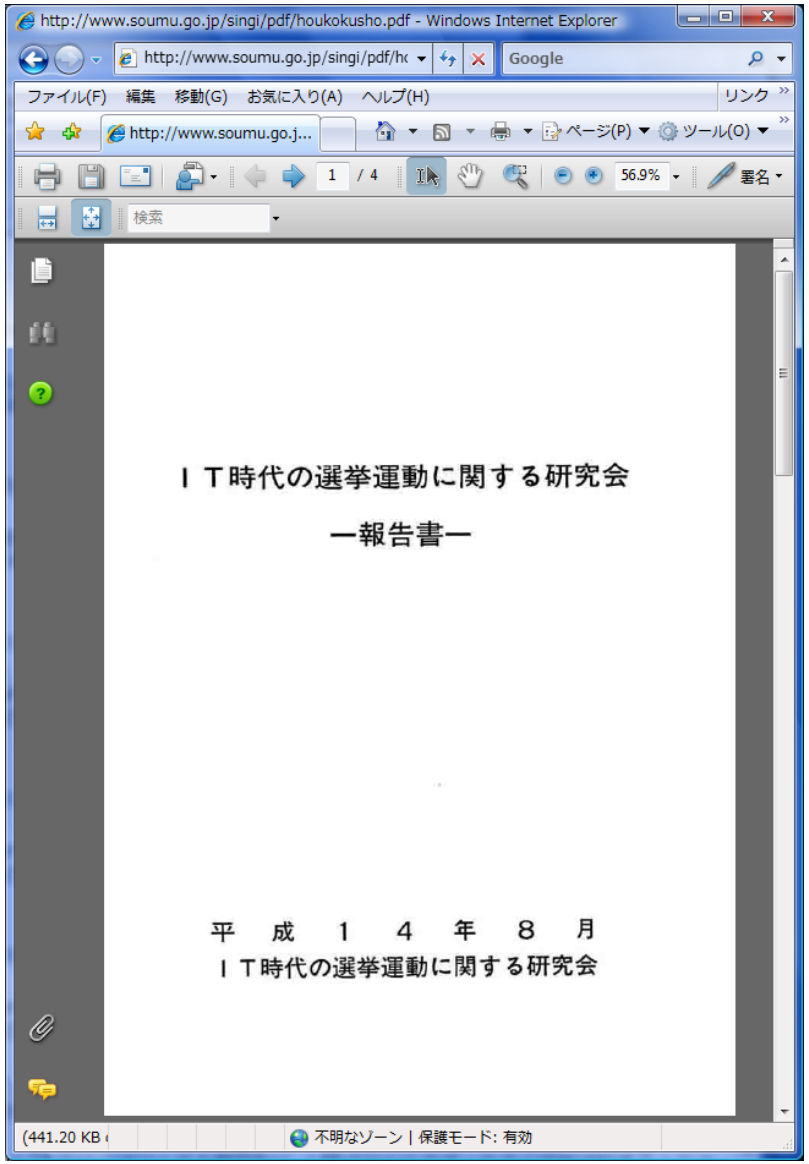

- 平成13年10月から開催、平成14年8月、報告書をとりまとめ。
- 三編構成。第1編が「現状の分析」、第2編が「インターネットと選挙運動規制」、第三編が「インターネットを選挙運動手段として位置付ける場合の検討事項」。
- 第1編は、Ⅰとして「現行公職選挙法の選挙運動及び政治活動規制」、Ⅱとして「インターネットの現状」、Ⅲとして「諸外国における選挙運動手段としてのインターネット規制」。米、英、仏では明文規定がなく、既存の選挙法の規制に該当するか否かを法解釈として整理、一部の国では法制化の動きがあることを紹介。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/houkokusho.pdf

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書第2編

効果として……
①候補者情報の充実
②政治参加の促進
③有権者と候補者との直接対話の実現
④金のかからない選挙の実現

課題として……
①デジタルデバイドの存在
②インターネットの悪用
③インターネットに付随する費用の増加

結論として……
インターネットを選挙運動手段として追加することが適当だが、選挙の公正を確保するために、インターネットの導入に伴い発生する問題をできるだけ少なくする措置が必要。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書第3編

① インターネットによる選挙運動はホームページによる選挙運動のみ解禁し、メールによる選挙運動は禁止（迷惑メール問題、なりすまし等の場合の追跡困難性、金のかかる選挙につながりやすい）。

② 事前運動規制はホームページによる選挙運動についても維持。

③ 選挙期日当日のホームページ書き換えは禁止するが（理由は他の選挙運動手段とのバランス）、前日に書き換えたものをそのまま閲覧できる状態にしておくことは認める（有権者の多くは選挙当日投票を決めるため必要時に候補者情報が入手できないと困る、選挙運動用ポスター掲載との均衡）。

④ ホームページによる選挙運動については、配布文書の数量規制のような量的制限は設けない（インターネットは量に比例して費用がかかる構造ではないので、金のかからない選挙という規制目的は妥当せず、規制の実効性担保にも問題がある等）。

⑤ ホームページによる選挙運動については、すべての選挙運動に導入（選挙の規模により区別するよりも、簡素な制度の法が利用しやすい等）。

⑥ ホームページによる選挙運動については、候補者又は政党以外の第三者が選挙運動を行うことができるようにする（第三者の選挙運動を規制してきた理由＝量的規制や費用制限が妥当しない）。

⑦ 選挙運動を行うホームページは、第三者による書き込みをできるようにすることを認める（有権者同士や有権者と候補者の意思疎通の場を確保し、ホームページを持たない有権者の意見についても書き込みしうるホームページを通じて広く周知しうる途を開く）。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

IT時代の選挙運動に関する研究会報告書第3編（続）

⑧ 候補者及び出納責任者と意思を通じて支出したホームページによる選挙運動に要する経費については、従来どおり選挙運動費用に算入（候補者の資金力により差が出ないようにする、候補者間の過当競争防止、金のかからない選挙の実現）。

⑨ 候補者以外のホームページによる選挙運動に要する経費については、出納責任者と意思を通じることなく支出することができるようにするーこの場合の費用は選挙運動費用に算入されない（支出を候補者等が把握困難である等）。

⑩ ホームページ上のなりすましや誹謗中傷等の対策としては、ホームページの開設者に電子メールアドレスの表示を義務付ける等の措置を講じ、氏名等の虚偽表示に罰則を設ける。

⑪ 選挙管理委員会においては、ホームページアドレスの周知を図るなど利用の便宜性に努める（本物の候補者ホームページ把握とニセ候補者ホームページの排除）。

⑫ ホームページを用いた人気投票は禁止（現行法で他の人気投票を禁止していることと均衡を失するという理由）

⑬ 電光掲示板や映写の類の掲示禁止（法143条2項）はホームページによる選挙運動についても維持。

⑭ 選挙期日後の選挙運動用文書等の削除（法178条の2）はホームページにも適用（次の選挙に向けた事前運動とも見なしうる）

⑮ 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178条）は、ホームページについては解禁（理由は、規制根拠たる事後買収のおそれがない、当選・落選のあいさつは候補者及び有権者の自然な感情、選挙期日後にホームページ上の選挙運動性を有する表現を削除する動機付けともなる）。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

2005年の衆院選

- 民主党は公示日の翌日にHPを更新して岡田代表（当時）の遊説内容を掲載
- 自民党が「公選法に抵触している」と批判、総務省が民主党に「抵触の疑いがある」という「注意」、民主党が8月30日、岡田代表の遊説内容をサイトから削除
- 民主党は総務省選挙部に対して公開質問状を送付、総務省は一般論にすぎないと指摘　→　次ページ
- 補選や東京都議選中に自民党の世耕議員や山本一太議員らが、自らのブログを更新し続け、選挙記事を載せていたとして、逆に民主党からクレーム
- その一方で公示前の8月25日、自民党が武部勤幹事長と世耕弘成広報本部長代理（当時）による「メルマガ／ブログ作者と党幹部との懇談会」を開催

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

2005年9月2日付け総務省から民主党への回答

拝啓　日頃より、総務省の業務にご理解・ご協力をたまわり、感謝申し上げます。
　さて、貴党より、2005年9月1日付け「政党HP上における選挙関係情報の掲載等につ いて」においてご質問いただいた件について、下記のとおり回答いたします。時節柄 ご自愛のほどお祈り申し上げます。 敬具

記

　総務省においては、従来より、「選挙期間中にホームページを開設、書き換えする ことは、その内容が選挙運動のために使用する文書図画と認められる場合には、公職 選挙法第142条の規定に違反する。その内容が選挙運動のために使用する文書図画と認 められない場合であっても、候補者の氏名、政党名が含まれている場合には、その行 為が公職選挙法第142条の禁止を免れる行為と認められる場合には、公職選挙法第146 条の規定に違反する。また、政党その他の政治活動を行う団体が政治活動としてホー ムページを開設、書き換えすることによって候補者の氏名等が表示される場合には、 公職選挙法第201条の13の規定に違反する」との見解を示してきており、この解釈に変 更はありません。
　この解釈に関し、衆議院総選挙の公示日に、貴党のホームページを御覧になった方 から、候補者の街頭演説の模様などをホームページに掲載することは公職選挙法上問 題があるのではないかとの問い合わせが総務省に多数寄せられました。
　これらの問い合わせに対し、総務省においては、一般論として申し上げれば、選挙 運動期間中に選挙運動として行われた街頭演説の模様などをホームページに掲載した 場合には、公職選挙法の規定に抵触するおそれが強いと回答いたしました。
　このような総務省の回答が、貴党に不正確に伝わることが懸念されましたので、貴 党のホームページに関し、候補者の街頭演説の模様などを掲載しており公職選挙法上 問題があるのではないかとの問い合わせが多数寄せられているが、一般的に、ホーム ページに選挙運動として行われた街頭演説の模様などを掲載することは公職選挙法の 規定に抵触するおそれが強い旨、貴党に直接お伝えしたところであります。
　また、いくつかの個別の事案についてお尋ねがありましたが、個別の事案が公職選 挙法の規定に違反するかどうかは、具体の事実に即して判断されるべきものでありま す。総務省は、具体の事実について調査を行う権限を有しておらず、個別の事案が違 法かどうかの判断を行う立場にありません。また、公職選挙法に違反する行為が行わ れた場合に警告等を発する権限もありませんので御了承下さい。
　なお、貴党からご指摘のあった自由民主党の幾っかの事案に関しては、貴党からの ご指摘を踏まえ、一般的に、ホームページに選挙運動にわたる内容を掲載することは 公職選挙法の規定に抵触するおそれが強い旨、本日自由民主党にお伝えいたしました。

平成17年9月2日
総務省選挙部長 久 保 信 保

民主党本部幹事長代理
枝 野 幸 男 様

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

在外邦人選挙権最高裁判決（最判平成17年9月14日）

- 岡田代表遊説内容掲載騒動の直後に出された判決
- 判決内容
  - 平成10年法律第47号による改正前の公職選挙法が，平成8年10月20日に実施された衆議院議員の総選挙当時，在外国民（国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民）の投票を全く認めていなかったことは，憲法15条1項,3項,43条1項,44条ただし書に違反する等とした判決。
  - 「通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げていることなどによれば，在外国民に候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえなくなった」と指摘。
- 2005年9月15日朝日新聞社説
  - 「通信技術の発達を指摘した判決を読むと、選挙運動でインターネットを使えない現在の制度はやはり時代に合わないと感じる。海外にとどまらず、国内の有権者も政党や候補者のホームページから選挙期間中の最新情報を読みたい。電話での選挙運動がよくて電子メールが駄目だというのは、どう考えても理屈が通らない。」
- 2005年9月15日毎日新聞社説
  - 「大法廷が「通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げている」と指摘、候補者の情報の伝達は著しく困難と言えない、と判示したのも、インターネットの普及などのIT（情報技術）化を踏まえた対策を促してのことだろう。……在外選挙制度については今後、選挙区に対象を広げるだけでなく、在外選挙人証の登録手続きを可能な限り簡略化したり、電子メールなどを利用した選挙公報の伝達なども検討すべきだ。」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

自民党選挙制度調査会（座長：世耕弘成参議院議員）「インターネットを利用した選挙運動に関する最終報告案」（2006年5月30日）

- ホームページに限定して解禁し、メールは引き続き禁止を維持。
- 民主党法案との差は、主としてメールを解禁するかどうか。自民党案は、メールによる投票依頼は、成りすましや迷惑メールのおそれが高くなることを理由にメールを禁止。
- 民主党は「自民党案に譲歩する」と言っていた（後掲の民主党「正拳」プロジェクトチーム「民主党：黙っちゃいられん！」サイト）。
- しかし、与党内の一部に反対論が根強く、政府から法案提出に至らず。主として誹謗中傷の恐れが理由。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

YouTube・AmebaVision騒動（2007年4月）

- 2007年の統一地方選立候補者の政見放送がインターネットの動画投稿サイトで自由に閲覧できる問題について、4月5日、東京都選挙管理委員会が、YouTubeとサイバーエージェント「AmebaVision」に映像の削除要請。
- 特定候補者だけが視聴されるのは公平性を欠くことを理由。「投稿者の狙いが候補者の選挙運動なのかはっきりせず、誰が違反となるのか判断は難しい」として、要請にとどめた。
- これを受けて、AmebaVisionに投稿された東京都知事選の政見放送の動画を削除したことを、サイバーエージェントが4月6日に公表。
- 同月6日の記者会見で菅義偉総務相（当時）が公選法見直し論を提唱。

菅総務大臣閣議後記者会見の概要（平成19年4月6日）より抜粋

【政見放送のネット掲載問題】

問：今、統一地方選をやっていますけれども、政見放送をネット上の動画サイトに掲載されるケースがありまして、いろいろ問題が指摘されているんですけれども、その件に関して、総務省として何か対応される考えはありますでしょうか。

答：いつも、インターネットに関する新しい問題が、出てくるたびに議論されておりますので、私どもとしても、こうした問題についてしっかりと対応できるような仕組みを、もう一度つくり直していきたいというふうに思っています。私も選挙を行う身でありまして、選挙のたびに相手がこんなことをやっているとかいろいろなことが入ってきますけれども、なかなか、そうしたものに対しての対応が遅れているということも事実でありますので、こういう可能性があるのではないかということを踏まえて、私どもも対応できれば、そういう仕組みというものを検討していきたいです。

問：具体的に何か今考えていらっしゃるのでしょうか。

答：まだ考えていません。でも、これは早急にやりたいと思います。

問：よろしいでしょうか。

答：ありがとうございました。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

2007年7月の参院選

- 選挙運動期間中の政党ホームページの更新が、なし崩し的に「解禁」されて波紋。
- 自民・民主の両党は7月12日の公示後も、党首の街頭演説の内容や幹部の遊説日程などを「ニュース」「政治活動」の名目でホームページに掲載、一部の政党が追随。公明党は党代表第一声を13日に掲載。公明党は「公明新聞」、共産党は「しんぶん赤旗」、社民党は「社会新報」を転載して更新。
- とはいうものの、候補者HPは以前と変化なし。「解禁」とは早計。

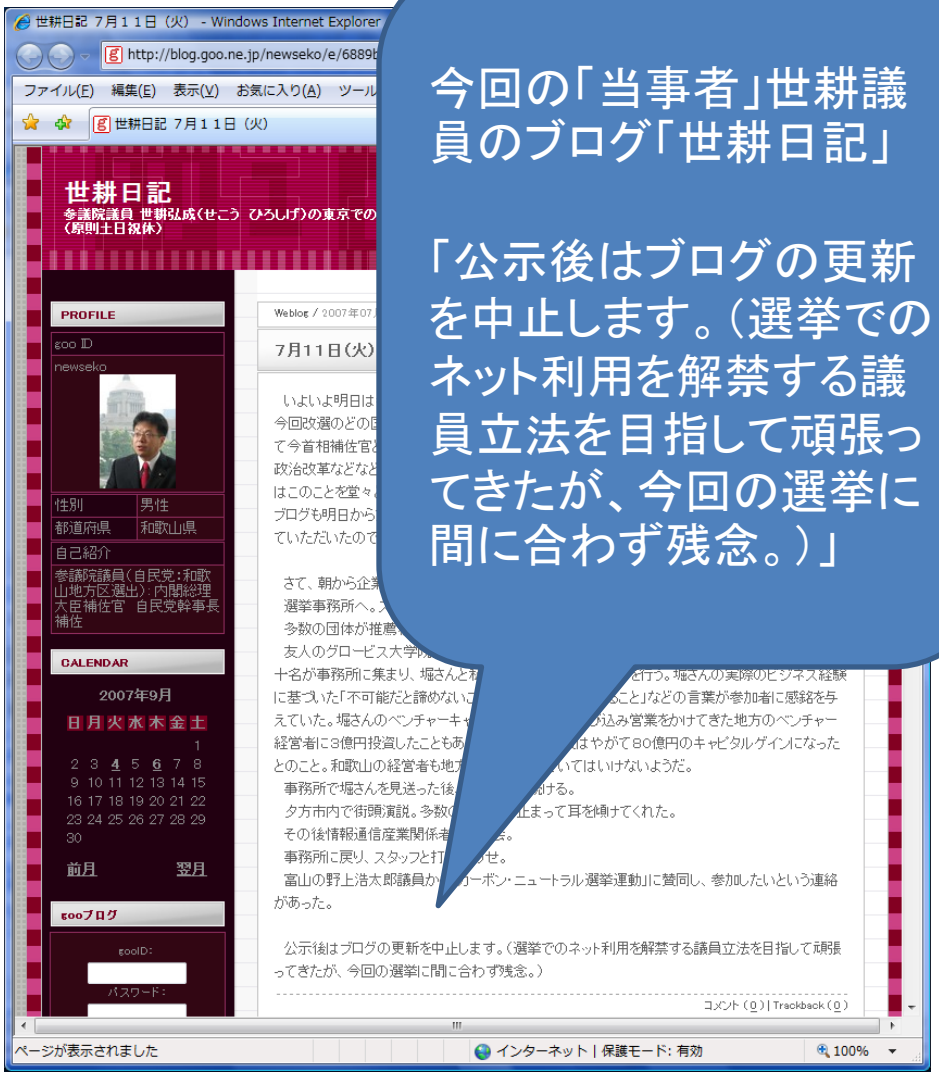

http://blog.goo.ne.jp/newseko/e/6889b88077e210b7ddca0db39056966f

(c) 2007-2010, H. Okamura 無断転載不可

補足ー「当選お礼」ホームページ掲載問題

- 選挙期日後の挨拶行為の制限（法178条）
- 参院選後に「当選お礼」をHPに掲載したことが公職選挙法違反にあたるとして、選挙管理委員会から指摘を受け、削除する参院選当選者らが続出。

（選挙期日後のあいさつ行為の制限）
第百七十八条　何人も、選挙の期日（第百条第一項から第四項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項の規定による告示の日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。
一　選挙人に対して戸別訪問をすること。
二　自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。
三　新聞紙又は雑誌を利用すること。
四　第百五十一条の五に掲げる放送設備を利用して放送すること。
五　当選祝賀会その他の集会を開催すること。
六　自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によつて気勢を張る行為をすること。
七　当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

現行の選挙運動規制こそ「戦後レジーム」？

- 伝統的な選挙運動は、すでに慢性的な機能不全状態。
- これでは選挙運動が“政策不在”と揶揄されても仕方がない。
  - 候補者名と顔写真だけの選挙ポスターや、耳障りなだけの選挙カーによる候補者名の連呼では、肝心の政策内容は有権者に伝わらない。
  - 多忙な現代人には、演説会への参加や、決まった時間にだけ流されるテレビの政見放送を見ることも、時間的に容易でない。
  - これに対し、HPであれば、候補者は詳細な政策内容を安価で公表でき、多忙な人や在外投票予定の海外居住者も、いつでも、どこからでも閲覧できる。
  - 主権者、あるいはコンシューマーとしての“有権者本位”の姿勢が見えない。
    → 政治家（商品）の正確な情報がもっと得られなければ、安心して投票（購入）できない。これまで不良品を買わされ続けてきた。
  - 文書図画の定義は正しいか？ ← 電磁的記録との区分
  - 本来、政治活動・選挙運動は憲法21条の保障下で自由なはず。合憲性も厳格審査の対象となる。合理的な根拠もないので違憲となる可能性。
  - マニフェストを有権者全員が入手できないのに、「マニフェスト選挙」などとはいえないはず。この問題は選管サイトからダウンロードできるようにすれば、簡単に解決できる。「マニフェストが難しすぎる」という声もあるが、「マニフェストの理解を助ける補助手段としてボートマッチは有効だった。マニフェストと裏表の関係で、ボートマッチの浸透が進むと思う。」（曽根泰教・慶応大教授 http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/senkyo/07saninsen/votematch/etc/kensyou_zadankai/）

(c) 2007-2010, H. Okamura 無断転載不可

解禁すれば誹謗中傷の恐れがあるとする反対論について

- 候補者自ら開設するサイトは、実社会で闇に紛れて横行する不正行為と異なって、誰でもアクセスできる。
- 性質上、誰でも見られるガラス張りの存在。むしろ、候補者の不正発覚は容易。
- 誹謗中傷の恐れは、第三者について該当する可能性があっても、候補者自ら開設するサイトには当てはまらないはず。
- 第三者による誹謗中傷についてはプロバイダ責任制限法、罰則の適用で対処すれば足りる。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　1

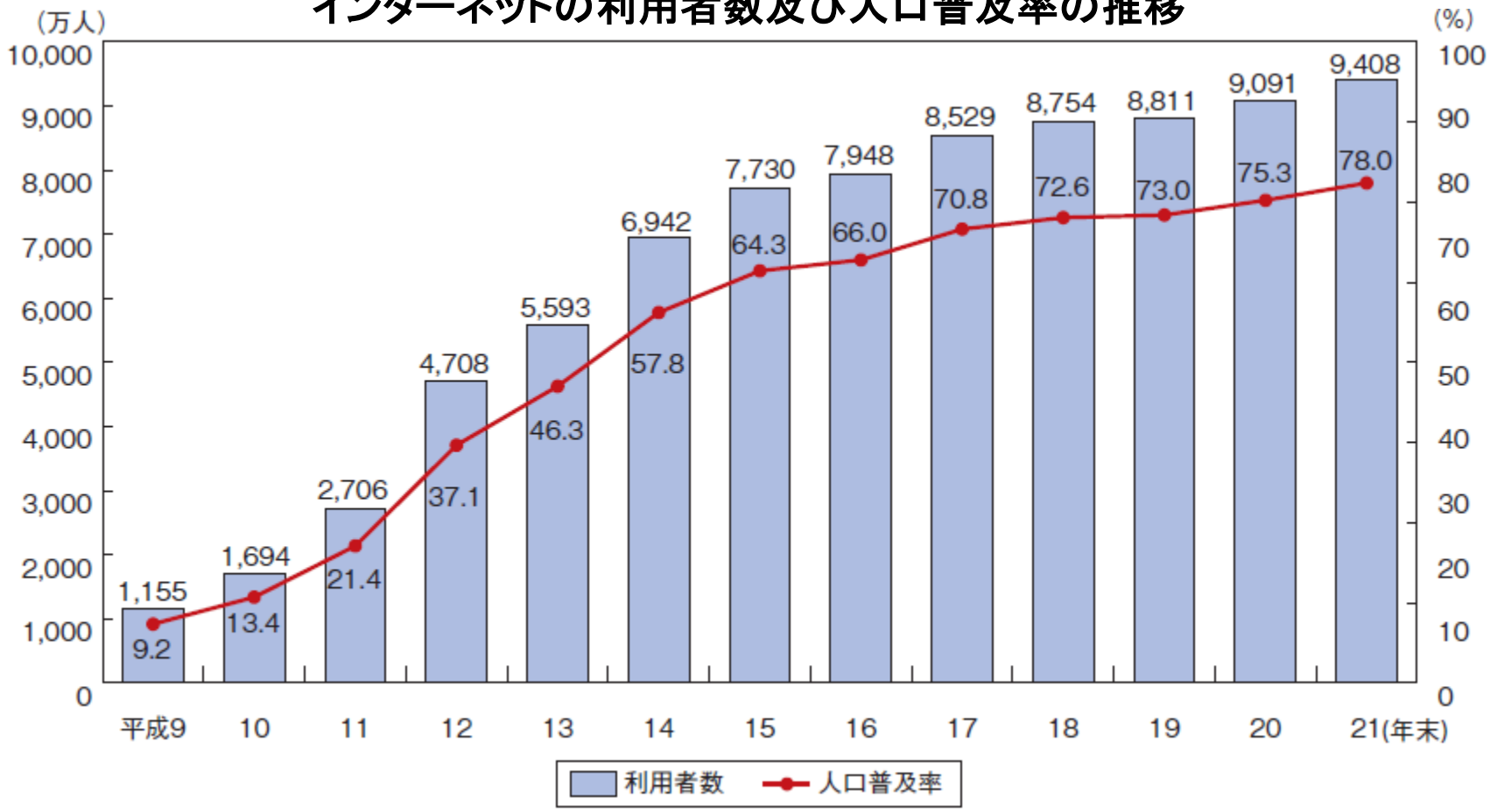

※　100%近く普及

出典・総務省「平成22年版　情報通信白書」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　２

属性別インターネット利用状況

世代別

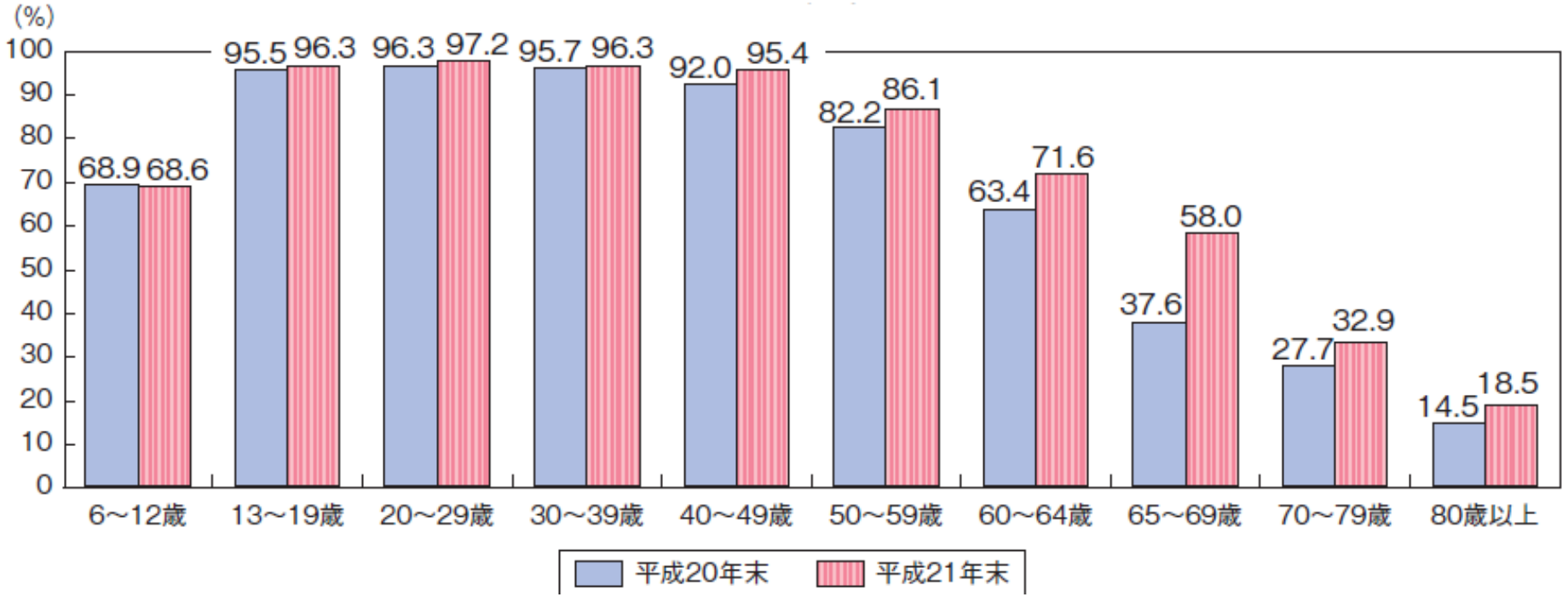

※　依然として、「若年者対高齢者」という構図が見える

出典・総務省「平成22年版　情報通信白書」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　３

属性別インターネット利用状況

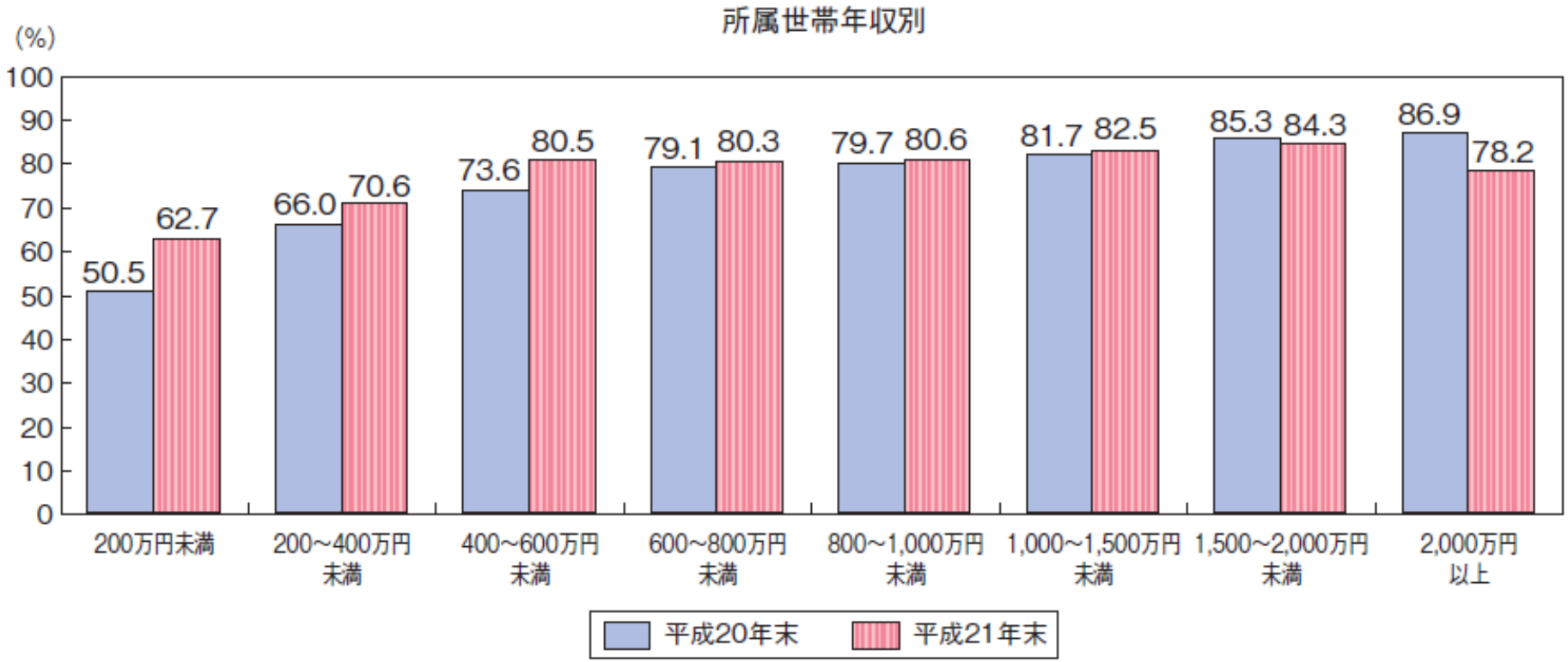

※　所得格差を反映していることが分かる

出典・総務省「平成22年版　情報通信白書」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　4

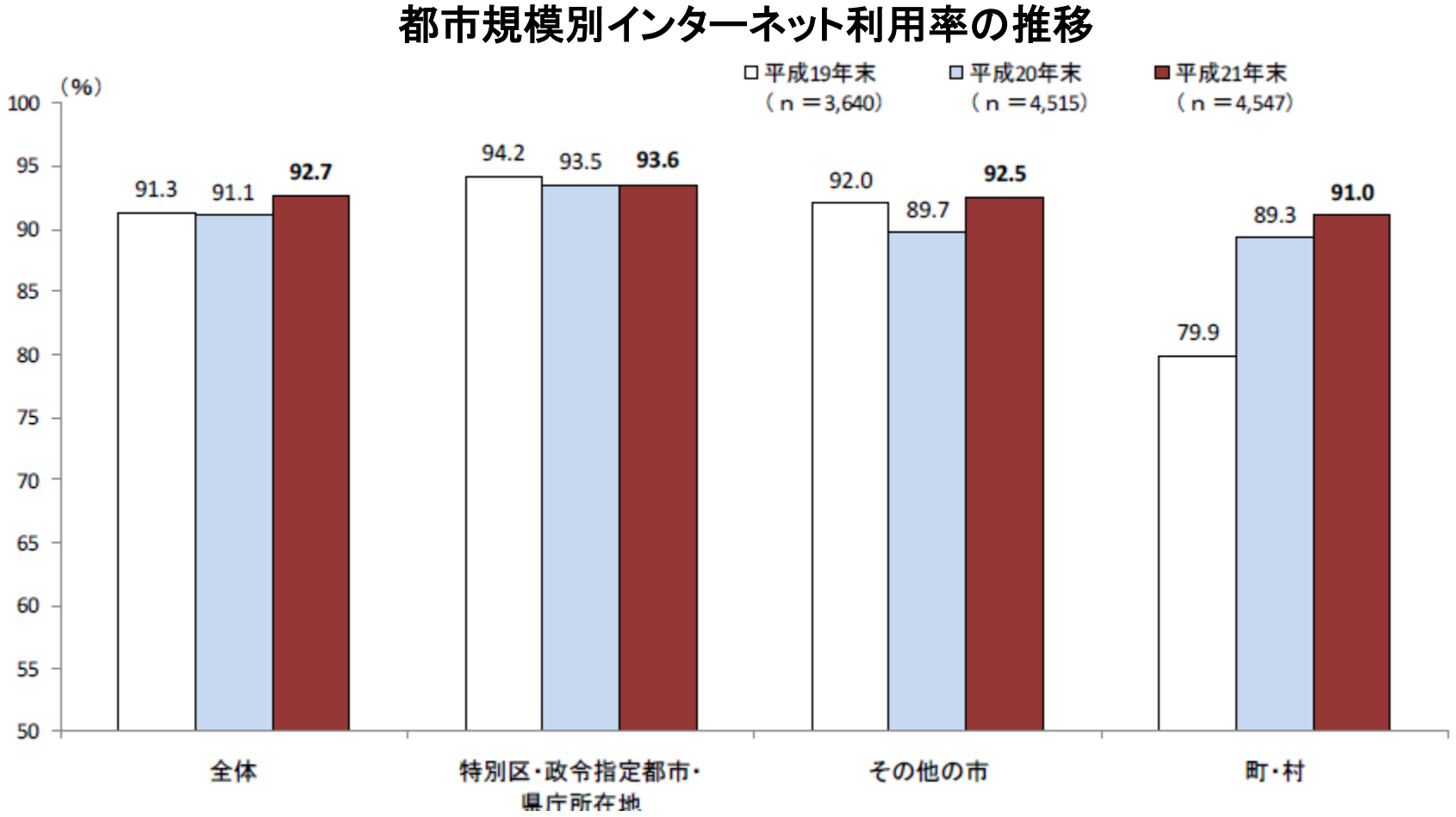

※　近時は差は縮まりつつある

出典・総務省「平成21年版　通信利用動向調査（世帯編）」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　５

携帯電話（PHS、携帯情報端末(PDA)なども含む）の世帯保有率の推移」

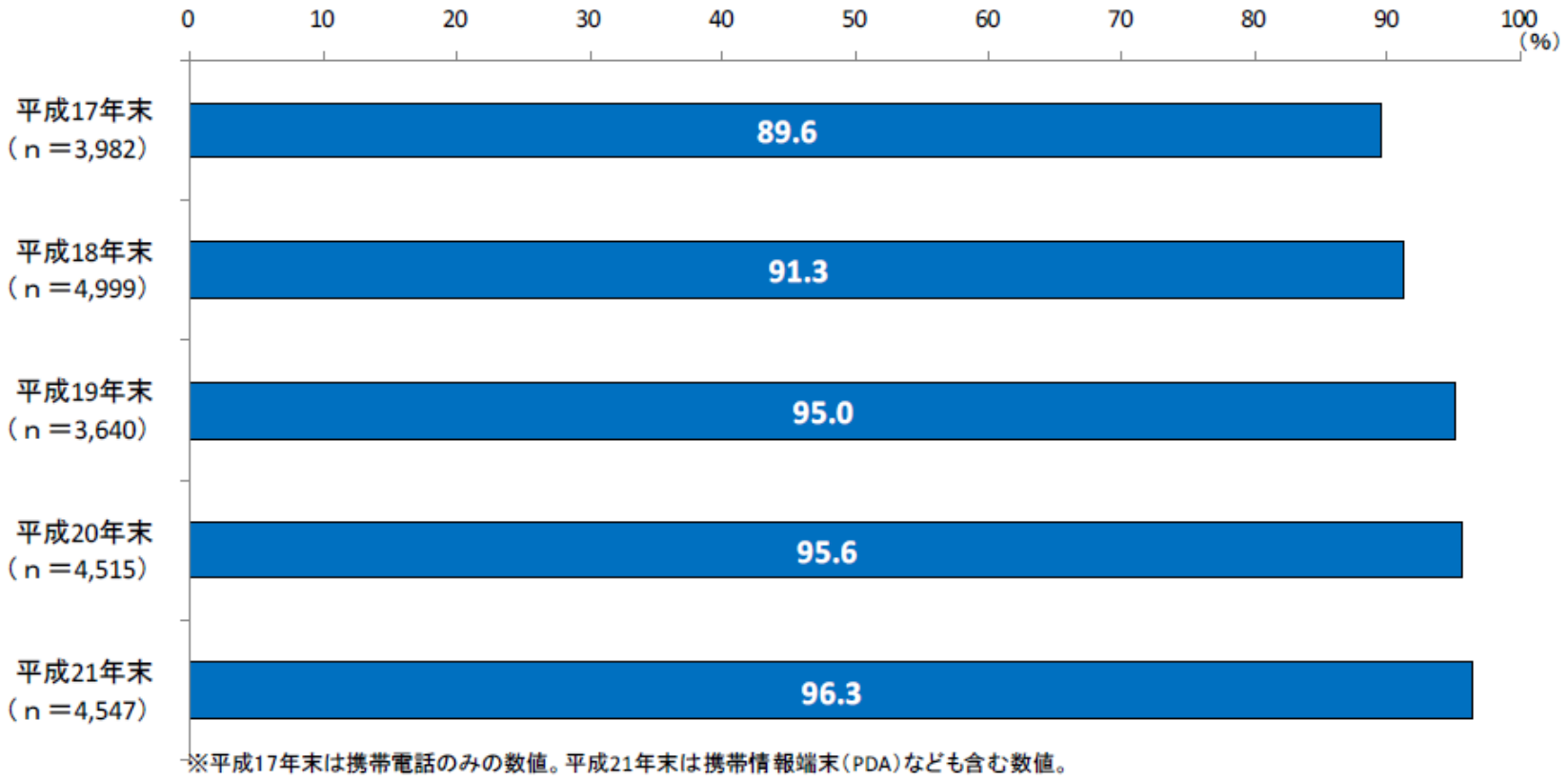

※　100%近く普及

出典・総務省「平成21年版　通信利用動向調査（世帯編）」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　６

携帯電話利用率の推移　世代別

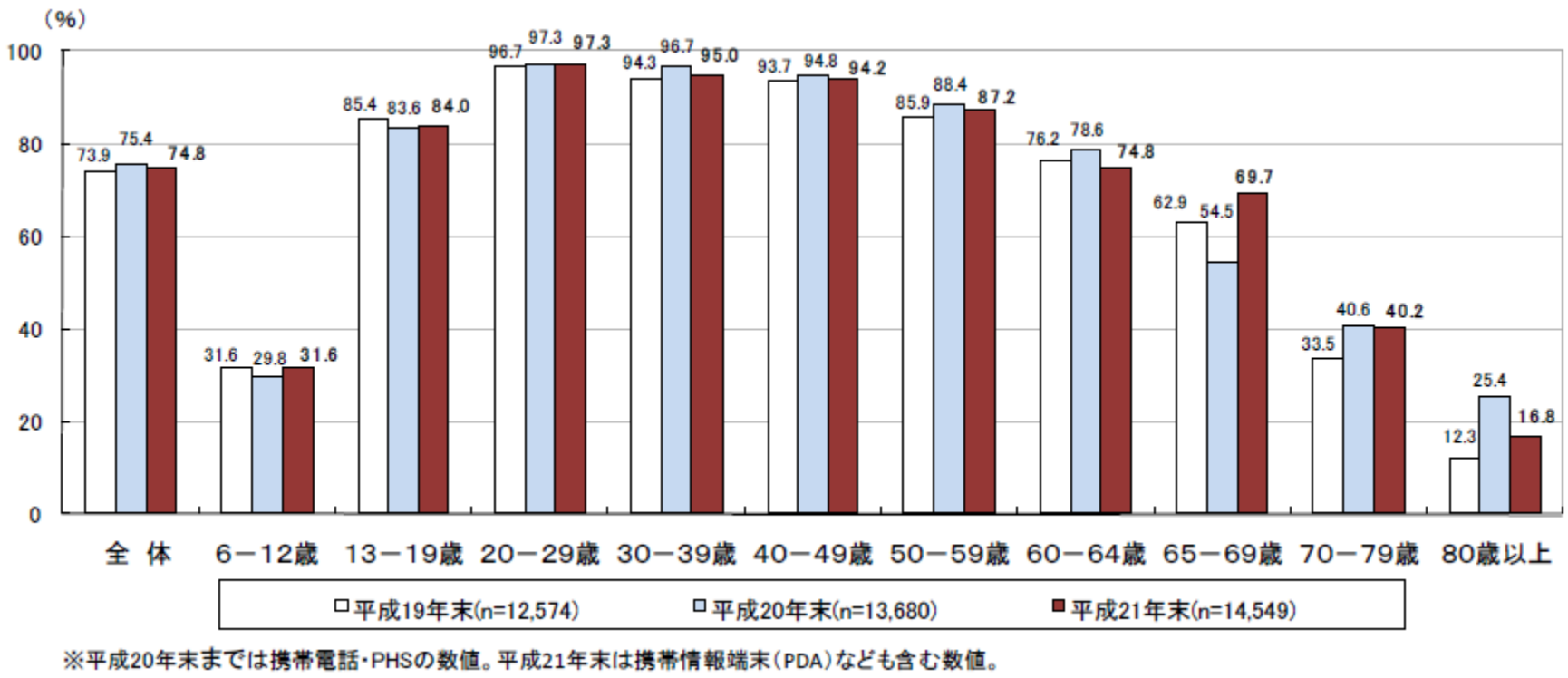

※平成20年末までは携帯電話・PHSの数値。平成21年末は携帯情報端末（PDA）なども含む数値。

※　依然として、「若年者対高齢者」という構図が見える

出典・総務省「平成22年版　情報通信白書」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

デジタルデバイドを理由とする反対論について　7

携帯電話利用率の推移　地域別

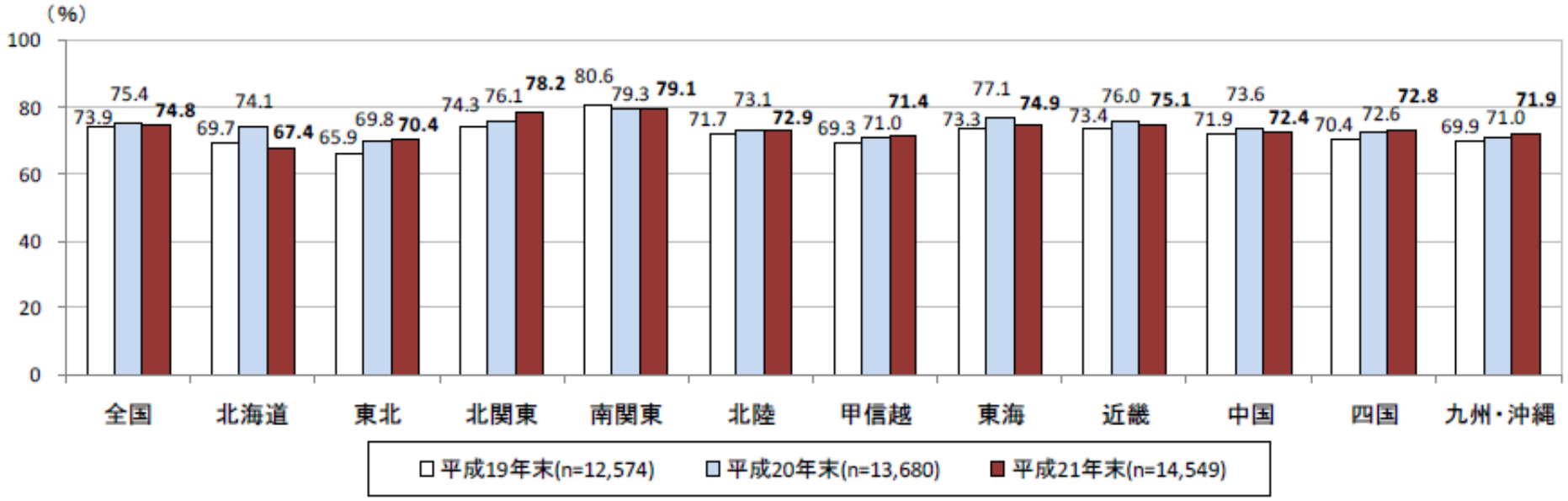

※平成20年末までは携帯電話・PHSの数値。平成21年末は携帯情報端末（PDA）なども含む数値。

※　大きな差は見られず

出典・総務省「平成22年版　情報通信白書」

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

国会会議録検索システムとの連動

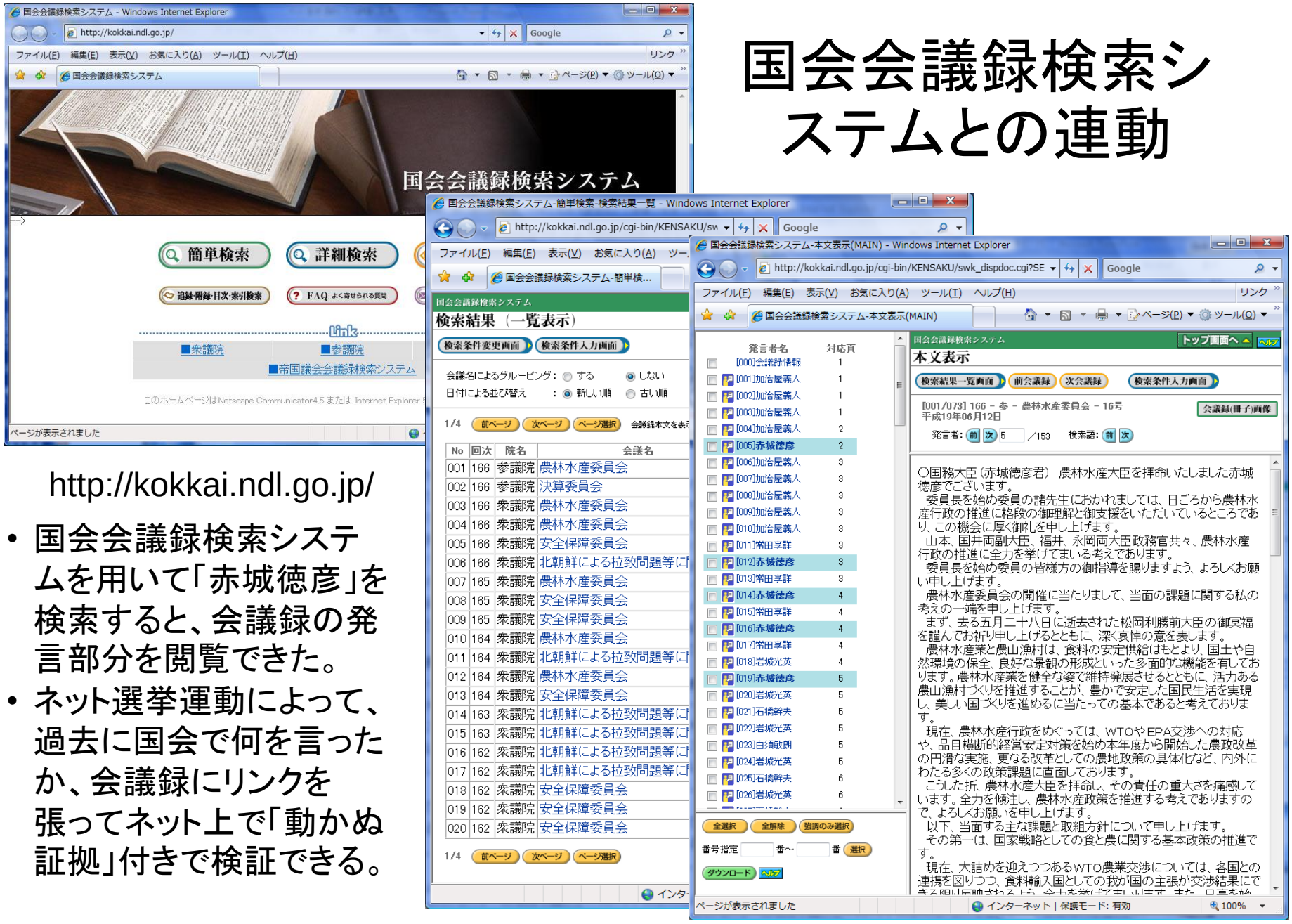

http://kokkai.ndl.go.jp/

- 国会会議録検索システムを用いて「赤城徳彦」を検索すると、会議録の発言部分を閲覧できた。
- ネット選挙運動によって、過去に国会で何を言ったか、会議録にリンクを張ってネット上で「動かぬ証拠」付きで検証できる。

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可

政見放送動画配信

- 選管サイトなど選管指定サイトで配信すれば、YouTube・AmebaVision騒動のような、「特定候補者だけが視聴されるのは公平性を欠く」という問題は避けられる。
- ついでに、マニフェストやポスター、選挙公報等のデータ配信も可能なはず。

http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/index.html

(c) 2007-2010, H. Okamura　無断転載不可